

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ
平成 29 年 8 月から高額療養費の上限額が変わります！

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため平成 29 年 8 月から、被保険者の高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成 29 年 8 月から、上限額が下表のように変わります。

区 分	外来（個人単位）		外来+入院（世帯単位）	
	区 分 II	区 分 I	区 分 II	区 分 I
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上の方)	44,400 円		80,100 円+	(医療費 - 267,000 円) × 1% (4 回目以降は 44,400 円)
一 般 (課税所得 145 万円未満の方) ※ 1	12,000 円		44,400 円	
区 分 II		8,000 円	24,600 円	
区 分 I			15,000 円	



(平成 29 年 8 月以降)

区 分	外来（個人単位）		外来+入院（世帯単位）	
	区 分 II	区 分 I	区 分 II	区 分 I
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上の方)	57,600 円		80,100 円+	(医療費 - 267,000 円) × 1% (4 回目以降は 44,400 円)
一 般 (課税所得 145 万円未満の方) ※ 1	14,000 円 (年間上限 14 万 4,000 円)		57,600 円 (4 回目以降は 44,400 円)	
区 分 II		8,000 円	24,600 円	
区 分 I			15,000 円	

※ 1 後期高齢者世帯の収入金額が 520 万円（1人世帯は 383 万円）未満の場合も含まれます。

・区分 II：世帯の全員が住民税非課税の方（区分 I 以外）

・区分 I：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除金額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方

問い合わせ先：役場保険年金課 後期医療係 ☎ 6 8 - 2 2 1 1（内線 2 3 9）

後期高齢者医療制度のお知らせ！

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

後期高齢者医療被保険者の方が住民税非課税世帯の場合、高額な外来診療を受けたときや入院時の負担額、食事代などが軽減される制度があります。該当する方は、事前に役場保険年金課で申請していただき、認定証を医療機関などに提示してください。認定証の適用は、申請月の初日、または資格取得日からとなります。

現在『限度額適用・標準負担額減額認定証』をお持ちの方の有効期限は 7 月 31 日と記載されています。8 月以降も引き続き該当となる場合は、申請を省略して被保険者証と一緒に郵送します。

○申請方法

本人の被保険者証・印鑑・個人番号（マイナンバー）がわかるものを持参の上、役場保険年金課へ申請してください。また、過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える場合は、入院証明書または領収書を持参してください。

保険料の納め方

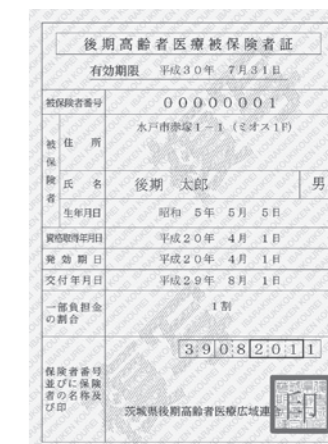
保険料は、原則として年金から差し引かれて納めていただく方法（特別徴収）と、特別徴収ができない方は、納入通知書、または口座振替で納めていただく方法（普通徴収）になります。平成 29 年度の保険料は、7 月に後期高齢者医療広域連合で本算定額が決定されます。

普通徴収	年間の保険料を 7 月から平成 30 年 2 月までの 8 回に分けて納めていただきます。納入通知書は、7 月中旬ごろ発送予定です。
特別徴収	次表のとおりとなります。 10 月以降に特別徴収される額については、8 月中旬ごろお知らせします。

名称	徴収月	徴収額算出根拠
仮徴収	4 月・6 月・8 月	年間保険料額が確定していないため、仮に算定された額を納めていただきます。平成 29 年 2 月の徴収額と同じ額が、各月の徴収額となります。
本徴収	10 月・12 月 平成 30 年 2 月	平成 28 年中の所得に基づき算出した額から、仮徴収額を差し引いた額を、3 回に分けて納めていただきます。

問い合わせ先：役場保険年金課 後期医療係 ☎ 6 8 - 2 2 1 1（内線 2 3 9）

○被保険者証の更新について
75 歳以上の方（一定以上の障がいのある方は 65 歳以上）が対象の「後期高齢者医療被保険者証」は毎年有効期限が 7 月 31 日（月）までになっています。8 月 1 日からの新しい被保険者証は、7 月下旬被保険者個人あてに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないか確認してください。



▲後期高齢者医療被保険者証（緑色）